

ハラスメント対策セミナー

令和8年
全社へ義務化！

職場における カスハラ対策等について

近年、顧客等からの暴言や不当な要求など、カスタマーハラスメント（カスハラ）が社会的な問題となっています。これを受け、令和8年中に企業等にはカスハラ防止の措置を講じることが義務付けられます。本セミナーでは、法改正のポイントを解説するとともに、カスハラを始めとした各種ハラスメントへの対応策についてお話しします。

2026年3月6日（金）

14:00～16:00

（受付13:30～）

参加費
無料

【講師】

千葉労働局雇用環境・均等室
室長補佐 江畑 泉 氏

千葉働き方改革推進支援センター
副センター長 福間 康洋 氏

会場：千葉市産業振興財団 会議室
（千葉市中央区中央2-5-1
千葉中央ツインビル2号館8階）

定員：40人（先着）



*お申込みは二次元コード又はWEBサイトから！

【お問い合わせ】

千葉市役所雇用推進課

TEL 043-245-5278
MAIL koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp



千葉市 ハラスメントセミナー

